

リーガル コンパス

LEGAL COMPASS

弁護士法人神戸シティ法律事務所
 弁護士 高島 浩
 (兵庫県弁護士会所属)



第86回 今年も推進される「下請取引の適正化」

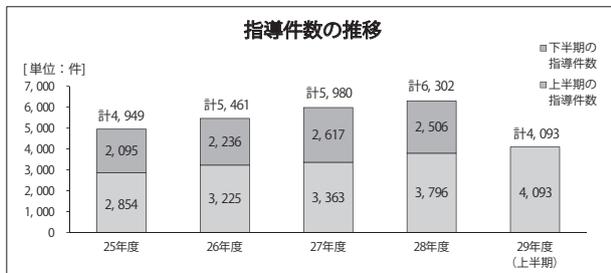
1 新年明けましておめでとうございます。平成30年も本コラムをよろしくお願ひ致します。

昨年はAIの進化に伴う社会構造の変化や働き方改革が推進された一年でした。この流れは今年も更に加速するものと思われま

す。そして、昨年に引き続き今年も推進されることが予想される政策のひとつが「下請取引の適正化」です。

ここ数年、公正取引委員会の委員長は、年頭所感において下請取引の適正化の取り組みを積極的に推進すると繰り返し言明しています。

2 平成29年11月8日に公表された平成29年度上半期の下請法の運用状況は、下請法が実際に厳格に運用され、積極的な勧告・指導が行われていることを明確に示しています。

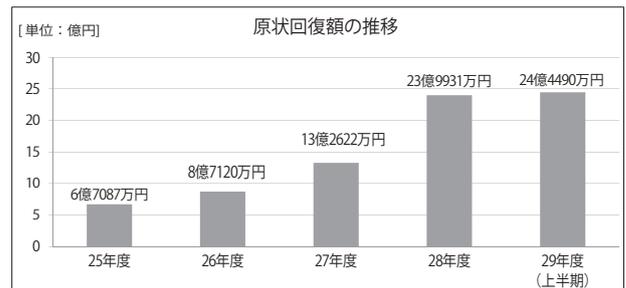


出典：公正取引委員会
平成29年度上半期における下請法の運用状況、企業間取引の公正化への取組等

下請法の違反行為に対する指導件数はこれまで増加の一途をたどっていますが、平成29年度上半期も前年上半期を上回り、4093件に達しています。

下請事業者が被った不利益の回復状況を示す下請代金の減額分の返還額等についても、平成29年度上半期は24億4490万円に達し、既に前年度の一年分の金額を上回っています。

中小企業の従業者数は我が国の雇用の約7割を占めており、下請事業者が不利益を受けることは政府が目指す賃上げや消費拡大にとって大きな障害となります。今後、消費増税も予定されている中、下請法や消費税転嫁対策の観点から、下請事業者保護の施策はさらに積極的に運用されることが予想されます。



出典：公正取引委員会
平成29年度上半期における下請法の運用状況、企業間取引の公正化への取組等

3 公正取引委員会から勧告を受けた場合、親事業者には企業名の公表や過去に遡っての下請事業者への金銭返還等、非常に重たい負担が生じます。

いったん下請取引の適正化に取り組まれた事業者におかれても、運用基準の改正や近時の勧告・指導の傾向等について継続的に情報をアップデートし、研修等を通じて社内（商談担当者等）に対して周知徹底いただくことが是非とも必要と考えます。